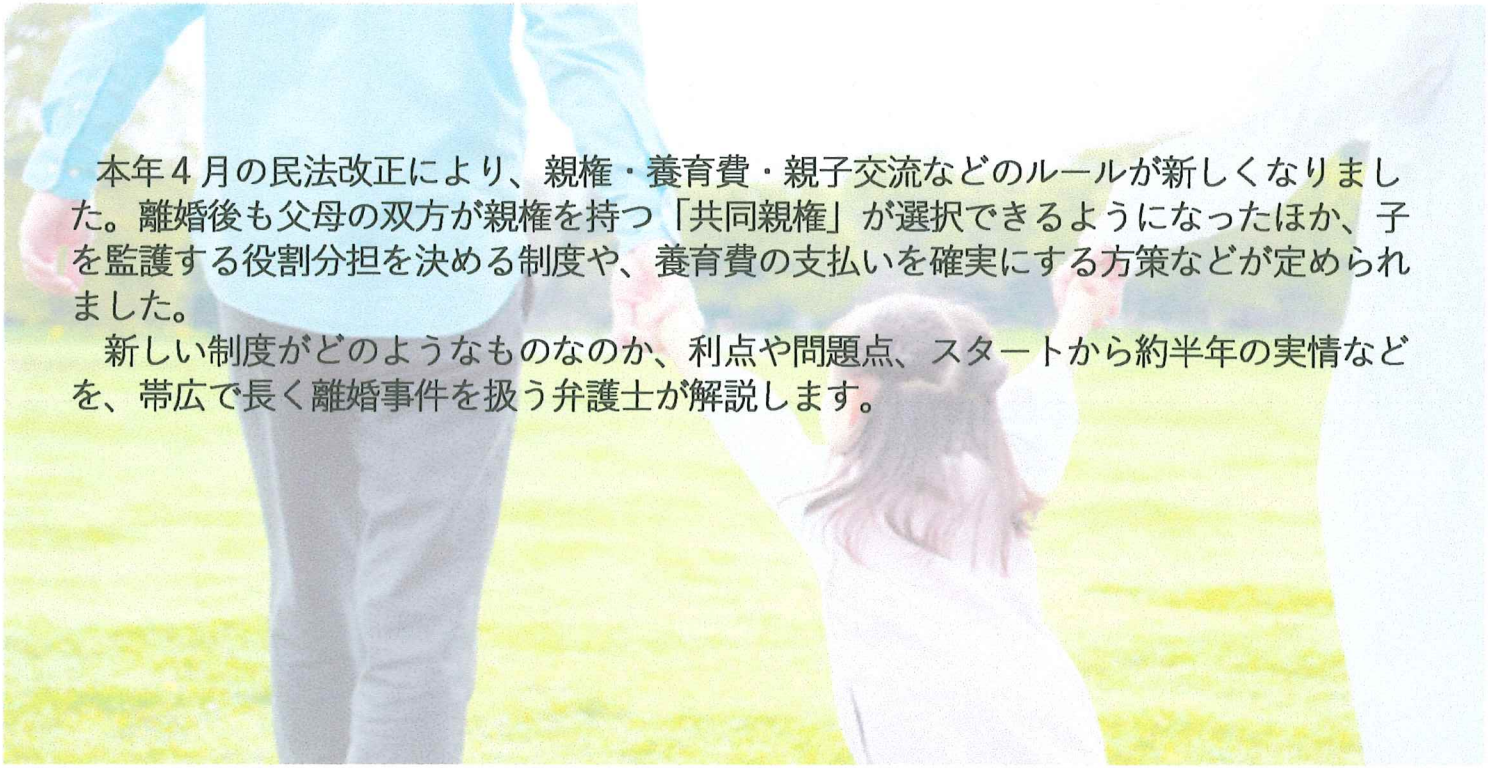
令和８年度 帯広市男女共同参画講座 /帯広市民大学連携講座

離婚後の共同親権と養育監護の基礎知識

～新しい制度下でのDVと離婚～



本年４月の民法改正により、親権・養育費・親子交流などのルールが新しくなりました。離婚後も父母の双方が親権を持つ「共同親権」が選択できるようになったほか、子を監護する役割分担を決める制度や、養育費の支払いを確実にする方策などが定められました。

新しい制度がどのようなものなのか、利点や問題点、スタートから約半年の実情などを、帯広で長く離婚事件を扱う弁護士が解説します。

日時 令和8年**11**月**27**日（金）
13：30～15：00（開場 13：00）

場所 ソネビル６階　講習会室（西６条南６丁目）
※市役所駐車場をご利用ください。

申込 会　場：11月26日(木)までに電話/QRコードから
Zoom：11月25日(水)までにQRコードから

参加無料　会場定員40名　Zoom配信あり

帯広市教育委員会 生涯学習部
生涯学習文化課
☎ 0155-65-4192

講師 さかぐち　たけし
阪口　剛 氏



弁護士
阪口法律事務所　所長

２００１年弁護士登録。
２００９年阪口法律事務所を開設。離婚事件や親権・養育費・面会交流事件などを多数取り扱う。
また２００６年からＤＶシェルター「駆け込みシェルターとかち」の副代表を務め、ＤＶ被害者援助に取り組む。
おびひろ男女共同参画プランの策定に携わり、現在は帯広市男女共同参画市民懇話会の会長。

※Zoom受講申込みの方には、記載のメールアドレスにメールを送信します。お申込み日から5日（土日祝日を除く）を過ぎても連絡がない場合、または開催前日までに返信がない場合は、必ずお問い合わせください。

※託児を希望される方は11月13日(金)までに申込みください。

主催：帯広市　協力：帯広市教育委員会